

# 第1章 はじめに

## 1 社会福祉協議会の意義

社会福祉協議会（社協）は社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を主たる役割として国・都道府県・市区町村に設置される民間の非営利団体です。数多くの社会福祉法人がある中、行政区にひとつしかない社協には、それだけ他にはない働きが求められています。

社協が民間団体であることの意義には、行政などの公的支援ではカバーできない分野や領域での事業開発や、より柔軟性や即応性が求められる活動を担うことがあります。社協も行政や民間事業所と同様に福祉サービスを担いますが、他にも様々な役割を持っています。とりわけ、地域福祉の主役である市民の力を引き出し、市民同士または地域コミュニティによる助け合い活動を活性化することや、多分野・多職種間のネットワークを構築して「**地域の福祉力**」を高めていくことは重要な役割となります。これは公共性を有し、総合的な福祉の専門団体として行政と連携して広域的に活動できる社協にしかできないことです。

私たち社協職員は、ひとり一人がこうした社協の意義をしっかりと自覚し、求められている役割や責任を果たしていかなくてはなりません。

## 2 強化計画の目的

川口市社協が、社協として求められている役割や責任を果たしていくには、改善や強化を図らなくてはならない点があります。そして、それは職員ひとり一人、あるいは組織全体で取り組まなくてはならないことが多く、職員全員がしっかりと同じ目標を見据えておく必要があります。

この強化計画は、現状の課題や今後あるべき姿をふまえた中・長期的な目標を計画書という目に見えるかたちで共有することで、職員が一丸となって目標の達成に取り組んでいくためのものです。従って、職員は担当業務や所属課に関わらず、この強化計画を十分に理解して実施に取り組んでいかなくてはなりません。

### 3 強化計画の経緯

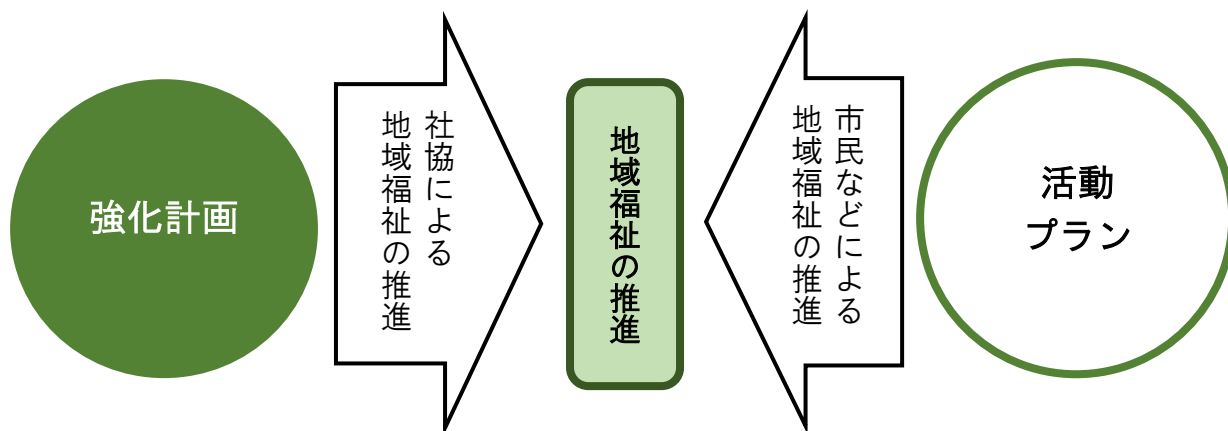
川口市社協では、平成18年度に市民と協働して「川口市地域福祉活動計画 かわぐち市民活動プラン（活動プラン）」を策定し、以後、見直しをしながら住民主体の地域福祉を推進してきました。

その一方、社協には民間福祉の中核的役割を担う団体として、さらなる機能強化が求められていくことから、川口市社協自体の「強化計画」を策定し、中・長期的な視野のもとで組織基盤の強化を図ることにしました。

第1次計画は平成24年度から平成28年度までの5カ年計画で、①組織力の向上 ②知名度の向上 ③地域福祉の構築 ④事業の見直し・発展を柱に据えました。

第2次計画は、第1次計画での成果や反省をふまえて見直しを行い、平成29年度から平成31年度（令和元年度）までの3カ年計画として、①事業 ②組織 ③財政 を柱に据えることにしました。

#### ～強化計画と活動プランの関係～



計画名称	強化計画	活動プラン
活動主体	社協	市民・団体など
性格	地域福祉を推進する中核的な団体としての事業戦略や組織・経営基盤の強化を目的とする行動計画	市民や団体を主体に、地域問題の解決やよりよい地域づくりをめざす行動計画
内容	経営ビジョンの達成に向けた具体的な取り組み	・市民による地域課題の解決 ・地域組織・グループ活動実践